

電気事業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号) . . . . . 1

改 正 案		現 行	
<p>（権限の委任） 第四十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十七号から第三十九号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 法第四十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。）</p> <p>（一）（五）（略）</p> <p>（六）蓄電用の電気工作物（専ら電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第十六号（六）において同じ。）に関するもの</p>	<p>（権限の委任） 第四十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十七号から第三十九号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 法第四十条の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。）</p> <p>（一）（五）（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（略）</p> <p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>（略）</p> <p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>

(七) ～ (十一) (略)

十四・十五 (略)

(略)

十六 法第四十七条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十八条第一項及び第三項から第五項まで、第四十九条第一項並びに第五十条第一項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの(一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる電気工作物の工事に關するものに限る。)

電気工作物の工事が行われる場所を管轄する産業保安監督部長

(一) ～ (五) (略)

(六) 蓄電用の電気工作物の工事に關するもの

(七) ～ (十) (略)

十七 法第五十一条第三項(登録に係る部分を除く。)及び第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号(一)から(十)までに掲げるもの(一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に關するものに限る。)

電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

(六) ～ (十) (略)

十四・十五 (略)

(略)

十六 法第四十七条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十八条第一項及び第三項から第五項まで、第四十九条第一項並びに第五十条第一項の規定に基づく権限であつて、次に掲げるもの(一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行われる電気工作物の工事に關するものに限る。)

電気工作物の工事が行われる場所を管轄する産業保安監督部長

(一) ～ (五) (略)

(新設)

(六) ～ (九) (略)

十七 法第五十一条第三項(登録に係る部分を除く。)及び第五項から第七項までの規定に基づく権限であつて、前号(一)から(九)までに掲げるもの(一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に關するものに限る。)

電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

<p>三十八～三十九 (略)</p>	<p>三十五 法第七十七条第四項の規定に基づく権限であつて、ボイラー等の溶接をする者に関するもの</p>	<p>二十八～三十四 (略)</p>	<p>二十七 法第六十六条第三項及び第七十七条第二項の規定に基づく権限（法第七十四条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）</p>	<p>十八～二十六 (略)</p>
<p>三十六～三十九 (略)</p>	<p>ボイラー等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>(略)</p>	<p>小売電気事業若しくは特定卸供給事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点若しくは電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所若しくはボイラー等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>(略)</p>

<p>三十八～三十九 (略)</p>	<p>三十五 法第七十七条第四項の規定に基づく権限であつて、ボイラー等又は格納容器等の溶接をする者に関するもの</p>	<p>二十八～三十四 (略)</p>	<p>二十七 法第六十六条第三項及び第七十七条第二項の規定に基づく権限（法第七十四条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）</p>	<p>十八～二十六 (略)</p>
<p>三十六～三十九 (略)</p>	<p>ボイラー等又は格納容器等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>(略)</p>	<p>小売電気事業若しくは特定卸供給事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点若しくは電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所若しくはボイラー等若しくは格納容器等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>(略)</p>

4

(略)

4

(略)